デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム (第12回) 議事要旨

1. 日時

令和5年5月25日(木)15時00分~16時08分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

- 3. 出席者
 - (1) 構成員

伊東主査、伊藤構成員、大矢構成員、小川構成員、落合構成員、クロサカ構成員、齋藤構成員、 佐治構成員、高田仁構成員、高田光浩構成員、滝川構成員、丹野構成員、寺田構成員、平林構成員、 丸田構成員、三友構成員

(2) オブザーバ

長田オブザーバ、岡村オブザーバ

(3) 総務省

山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、翁長同局放送技術課長、 佐伯同地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、金子同局地域放送推進室長、 後白同局放送政策課外資規制審査官、西室同局放送技術課技術企画官、福田同地上放送課企画官、 平野同局衛星・地域放送課技術企画官

(4) 実証事業請負事業者

株式会社企 伊賀野 執行役員

4. 議事要旨

- (1) 放送アプリケーションに関する調査結果を踏まえたブロードバンド代替の今後の検討方針について
 - ・株式会社企から、資料12-1に基づき、説明が行われた。
 - ・説明後、質疑応答を行った。構成員等からの発言は、以下のとおり。

【寺田構成員】

大体の流れは分かりましたが、やはり少し引っかかるのは、資料12-1の4ページに記載されている「ビークル(会議体)」がどういった組織体になるのかということです。この辺り、もう少し分かりやすくしていただきたいなと思います。当然、「ビークル(会議体)」には放送事業者も関わってくるでしょうし、後はベンダーとおっしゃいましたが、色々な仕組みを作る上で、その辺りに詳しい方々も入ってくると思います。その中で、今お話を聞いた上では、競争法を考えて議論が進んでいるところ、今、検討している本作業チーム自体も、放送事業者も入っており、同じようなメンバーが入っているのですが、競争法に配慮したデリケートな話ができる「ビークル(会議体)」を本当に作ることが可能なのかと感じました。その辺りはいかがでしょうか。

【企(伊賀野執行役員)】

基本的に、4ページの説明になるのかなと思いますが、ブロードバンド代替は放送事業者が個別に検討可能な経営オプションであるという前提に立つと、放送事業者のみがブロードバンド代替に必要となる事項を個別に全て検討するのかというと、それは中々難しいでしょうということで、現状は、「ビークル(会議体)」とは、何らかの形で放送事業者等の効率的なブロードバンド代替の導入を支援するような枠組みという程度で考えております。今後、「ビークル(会議体)」がどうあるべきか、どうできるのか、御指摘いただいた考慮すべき様々な事項を考慮した上で、どういった内容、どういった枠組みでできるのかということは、おそらく、個別に検討が必要だろうなと思っております。

【伊東主査】

「ビークル (会議体)」について、現時点で具体的に説明することはまだ難しいのかもしれませんが、 事務局から何かございますか。

【事務局 (後白外資規制審査官)】

「ビークル(会議体)」に関してですが、株式会社企の伊賀野様から御説明があったとおり、事務局の 認識としても、こちらに書かれているものは、「ビークル(会議体)」も含めまして、ブロードバンド代 替を導入することとなった場合における取組の例ということで、現時点で考え得る項目を列挙されてい るものと理解しております。

その上で、「ビークル (会議体)」の設置につきましては、一般論で申し上げると、関係者が一堂に会 して検討を進めるというのは非常に有効なこととは考えておりますが、やはり、その設置自体も、現時 点で考え得る項目の一つの例ということでありますから、実際にこれが必要ということになりますと、 具体的に、どのような枠組みの下で、どういった議題について議論すべきかなど、今後、関係者で、本作業チームの場も活用しながら検討されるべきものと、現時点では考えております。

【寺田構成員】

ありがとうございます。やはり「ビークル(会議体)」をどういった会議体にするのかということも、 議論が必要だと思いますので、関係者で集まって話をさせていただければと思います。よろしくお願い いたします。

【伊東主査】

今回の場合は、地デジへの移行の際のように、必須のこととして、それを推進するための会議体ではありません。あくまでも経営の選択肢の一つとして、もちろん、検討する限りは選択しようと思ってもらえるような選択肢となるように努めているつもりですが、最終的な判断は放送事業者がされるということでございますので、そういった場合に、ブロードバンド代替の導入について、それぞれの放送事業者が一から色々なことを検討するのは大変だろうということが背景にあると理解しております。

【クロサカ構成員】

今、寺田構成員から御指摘いただいた点及び伊東主査から御指摘いただいた点の私なりの現時点での理解です。本当に正確な判断になっているのかということは吟味が必要なので、その前提で聞いていただければと思います。恐らく、こういった「ビークル (会議体)」を作って、事業、サービスを提供する側の事業体が協調的な行動を取るときに、競争法的に一番気をつけなければならないことは、まず、そこで価格形成ができる限り行われないということ及び団体交渉のような、全体でまとまっているのだから、これ以外は飲めないといったような条件を、インフラであったり、製品であったり、サービスを提供される方々、プロバイダーの方々に要求するということ、これらは競争法の観点から厳に慎むべきことであろうと考えております。

一方、今回は基本的には放送サービスをいかにブロードバンド代替していくのか、すなわち、今般において、エンドユーザーである視聴者が一般的に視聴できているテレビを、100%同じ品質水準であるかということは議論の余地がありますが、ユーザーの環境であるとか、現状、受け止めている便益の状態を想定して、できるだけ円滑に移行してもらうという観点が重要であると思います。この際に、様々な地域間や、事業者間で仕様がばらばらになってしまうと、恐らく視聴者の利益を損なうことになるだろうと考えます。その観点では、ある程度仕様を共通化していくということは、一定の合理性があると思われます。ただし、難しいのは、技術標準をがちがちに定めてしまうと、結果的に提供する側にとっ

て排他的な条件になりますので、どこまでを標準として定め、どこまでを要求仕様として設定し、どこにおいて提供される方々の自由度を担保していくのか、あるいは調達する側との交渉領域にしていくのかということは、十分な吟味をしながら標準化を進めていく、また、ここで申し上げている「標準化」というのは標準化団体の標準化なのか、あるいはレギュレーションを固めることなのかについても幾つかの議論があるかと思いますが、全てをにらみながら適法な形で検討を進めていくことが必要だろうと思います。

これらの点を留意した上で、「ビークル(会議体)」の設計や、また、設計だけではなく、「ビークル(会議体)」を運用している最中においても、「ここは少し気をつけなければいけないね」、「ここはフェアネスの観点からここまでしか議論できないね」というようなことを意識して検討を進めていくことが期待されることであろうと考えます。

あまりストレートな答えになってはいませんが、立ち上げ方はもとより、動かし方、進め方についても、一定の留意をしながら検討を進めていくことが期待されることなのだろうと思っております。弊社が御提案したということもございましょうし、恐らくこの方式が一定の合理性があるであろうという前提で考えておりますゆえに、ここは皆様にも御指導、あるいは御協力をいただきながら、検討を安全に進めていきたいと考えております。可能であれば、又は合意いただければという前提ではありますが、このように考えております。

【伊東主査】

具体的に動き出そうとすると、色々と注意を払いながら細かい部分を詰めていかなければいけないと 思われます。

【落合構成員】

今議論にあった競争法の点は、本作業チームの中で継続的に議論されてきた部分でもございますが、 やはり、今回の取組を進めるに当たっては、特に重要な内容になってくると思います。そういった意味 では、やはり、「会議体(ビーグル)」の位置づけであったり、議論をする項目によって留意して行うべ き点は、事前にある程度整理をした上で、場合によっては、別の会議体として、本作業チームのような 政府側の会議体で議論をしたほうが、より適切に議論が進めやすい場合もあるかと思います。設置のタ イミングから、まずは競争法に関するアセスメントを考慮した上で、議論する項目によって留意すべき 点をあらかじめ検討し、それを踏まえて議論していただくことによって、先ほどご発言をされたNHKで あったり、他の事業者も御参加しやすくなってくるだろうと思いますので、そういった点は特に準備が 必要かと思います。加えて、運用の場面になってきましたら、実際にはこの場合も、かなり注意をして 議論を行っていく必要があると思いますし、政府側との接点もある程度切り離されていく部分もあると 思いますが、その際に、競争法についてはしっかり気にしながら実施していけるような機能を、会議体 側にも組み入れておくことにも配慮しながら進めていただくのが適切かと思っております。

【伊東主査】

中々センシティブな問題を抱えているなと、改めて思った次第です。今回の報告においても、実勢価格に基づいてはっきりとした費用を出すことは難しいということと基盤は共通しているのかなと感じました。

(2) 作業チームの今後の進め方について

- ・事務局(後白外資規制審査官)から、資料12-2に基づき、説明が行われた。
- ・説明後、質疑応答の時間を設けた。構成員等から特段意見は出なかった。

(3) 「仮置きした品質・機能要件」の見直し案及び令和5年度実証事業案について

- ・事務局(後白外資規制審査官)から、資料12-3に基づき、説明が行われた。
- ・説明後、質疑応答を行った。構成員等からの発言は、以下のとおり。

【寺田構成員】

「仮置きした品質・機能要件」の見直しについては、今回の令和4年度の実証事業の結果を反映したものとなっておりまして、これはそうかなと思います。この見直しを受けて、先ほど事務局から説明があった株式会社情報通信総合研究所(ICR)が受託した令和5年度の実証事業については、見直し案が一部反映されたものになるのでしょうか。その辺り、どのようにお考えなのかお教えください。

【事務局 (後白外資規制審査官)】

今回の見直し案を事務的に御了承いただけましたら、今年度の実証で試作するプラットフォームは、 見直し後の要件に準拠するということで考えてございます。ただし、具体的にプラットフォームを作る という実際の過程がございますので、そこで詳細な検討をしていかなければならず、様々時間的な制約 もございますので、優先順位等は出てくるかもしれませんが、基本的には、こちらに準拠した形で進め たいと思ってございます。

【寺田構成員】

分かりました、ありがとうございます。

【伊東主査】

新たに「品質・機能要件」を少し見直していただきました。引き続き今年度も実証事業を行うということですので、実際に利用してもらえるような機能を盛り込んで進めていただければありがたいなと思っております。可能な限り、見直し後の品質・機能要件に基づいて今年度の実証事業を進めていただいて、令和4年度の場合よりは規模も大きくし、得られるデータの信頼性が向上することを期待しています。実証事業を進めていく上で、また、皆様方に御協力、御助力をいただかなければならない点が出てくるかと思います。有効な実証事業となりますよう、是非積極的な御協力をよろしくお願いいたします。

(4) 意見交換

・ブロードバンド等代替全般について、意見交換を行った。構成員等からの発言は、以下のとおり。

【落合構成員】

今後、また実証も進んでいくということで、今後の見通しとしても、非常に重要な回だったと思います。

これまで、令和4年度の実証結果では、やはり限定された地域の中での実証のため、代表性があるのかについては、まだ仮説の域だったかと思います。今年度は、十分なカバー範囲をもって、代表性がある地域をある程度検討できたという結果となるよう、進めていただけることを期待しております。

また、その中で、実際には、ケーブルテレビなども含めて多様な方々が、ブロードバンド代替に関して意欲を示していただいているかと思いますので、そういった幾つかの手法を考えておられる事業者の方々に配慮を示しながら、競争法上も不当な参入制限にならないようにしていくことも重要だと思います。取りまとめに当たっては、様々な参入をお考えになっている事業者のお話についても、必要に応じて聞いていただきながら、是非進めていただければと思っております。

【伊東主査】

今年度の実証ではプラットフォームを改めて設計するというところからスタートしますので、ブロードバンド代替に適したものを構築し、それを用いて有効な実証ができればと思っております。そして、今、落合構成員がおっしゃったように、実証の場所につきましても、色々な意味で偏らないということが必要かと思っております。

(5) 閉会

・事務局より、第13回会合は令和5年6月21日(水)15時00分からの開催を予定している旨、連絡があった。

(以上)